

令和5年11月1日

「設置する学校における働き方改革に関する業務改善方針」

十津川村教育委員会

1 学校における働き方改革の趣旨

教師のこれまでの働き方を見直し、我が国の学校教育の蓄積と向かい合つて自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを目的とする。

2 設置する学校における働き方改革に関する業務改善方針の策定

十津川村では、平成31年1月25日中央教育審議会の働き方改革答申及び同日の30文科初第1424号「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン策定について」また、30文科初第1497号平成31年3月18日「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」さらに、奈良県教育委員会「学校における働き方改革推進プラン」を踏まえ策定する。

3 業務改善の重点内容

- (1) 学校に関わるすべての者が働き方改革の趣旨を共有し、それぞれの役割の中で取り組まねばならない。
- (2) 校長は学校経営方針等において働き方に関する視点を盛り込み、業務の役割分担や適正化、必要な執務環境の整備に加え、教職員の勤務時間管理及び健康管理に注意し、上限の目安時間を超えないよう管理監督を行わなければならない。ただし、「学校における働き方改革」の趣旨を充分に認識し、上限の目安時間の遵守を求めるのみが目的となってはならない。

4 業務の明確化・適正化に向けて

- (1) 各学校における方針・計画の策定について
  - ① 働き方改革のための業務改善計画・目標設定を明確にする。
  - ② 現在学校が担っている業務について、教師の専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全にかかわる業務であるか否かといった観点から業務の仕分け整理を行う。
  - ③ 学校独自の教育活動や学校行事等について、児童生徒の学びや健全な発達の観点から、その重要性や必要性に一定の優先順位を付け、選択する。
- (2) 学校組織運営体制の在り方について
  - ① 校務分掌における各教職員の職務遂行の状況を見直した上で、整理・

統合を行い、教師の業務量の均等化を図る。

- ② 会議の回数を削減し、長時間の議論を避け、意思決定の効率化を図る。
- ③ 学校運営協議会なども活用し、教師・保護者・地域が対話を重ね、学校の現状について理解を深めるとともに教育目標を共有し、その実現に向け連携を進める。

(3) 評価、研修について

- ① 教職員一人一人が業務改善の意識をもつために、人事評価について働き方も含めた目指すべき教職員の姿を提示する。
- ② 学校経営方針等において働き方に関する視点を盛り込み、加えて働き方に関する校内研修の充実を図り、教職員の働き方を変えていく意識を強く持たせる。ただし、研修や研究に関しては、時間対効果※1も考慮に入れ、取組を行う。
- ③ 学校評価の重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を位置づけ、自己点検・評価をする。同時に教育委員会は、学校における働き方改革を地教行法※2に基づき点検・評価を行う。

## 5 勤務時間管理の徹底

(1) 超過勤務の上限の目安時間※3

- ① 1か月の在校等時間の総時間—正規の勤務時間=45時間以内  
1か月正規の勤務時間の総時間：1日7時間45分で20日間ならば、155時間
- ② 1年間の在校等時間の総時間—正規の勤務時間=360時間以内

(2) 超過勤務の上限の特例的な扱い

子ども等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合※4

- ① 1か月の在校等時間の総時間—正規の勤務時間=100時間未満
- ② 1年間の在校等時間の総時間—正規の勤務時間=720時間以内  
ただし、この場合1か月45時間を超える月は、6月以内とすること。  
併せて、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）の平均が80時間を超えないようにすること。

(3) 留意事項

- ① 教職員の勤務時間の把握は、学校内にあってはタイムカードによる客観的計測、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえて出来る限り客観的な方法により計測する。ただし、勤務開始前の早朝出勤は、校長の指示による早朝勤務を除き在校等時間には加算しない。
- ② 校長は、月ごとに超過勤務時間を村教育委員会へ報告する。また、この記録は公務災害認定の重要な資料となることから、教育委員会及び校長は、公文書として管理保管すること。さらに、校長は教職員の在校等時間データについて、長時間労働改善の取組検討に活用すること。また、村教育委員会は、その在校等時間データの分析を行い、各学校へ提

供することで、管理職への意識付けと長時間労働改善のための取組を促すこと。

- ③ 在校等時間は、教師が校内に在校している時間と校外での勤務時間※5を合算したものから、休憩時間及び業務外の時間を除いたものとする。また、土日や祝日などの業務も、校務として従事している時間については、在校等時間に含まれる。
- ④ 所定の勤務時間外に行っている業務の管理は、「超勤4項目※6」に関する業務以外のものの内で、校務といえるものかどうか※7を確認の上で行う。また、通常の勤務時間外の時間帯にやむを得ず命じざるを得ない場合には、校長は正規の勤務時間の割り振りを適正に行う措置をとる。
- ⑤ 村教育委員会及び校長は、教職員の健康及び福祉を確保するため、超過勤務が月 80 時間を超える教職員から疲労の蓄積の申出があった場合には、医師による面接指導や健康診断を実施する。また、本人からの申出がなくとも超過勤務が月 100 時間以上または複数月平均 80 時間を超えた場合には、医師による面接指導や健康診断を実施する。あわせて、ストレスチェックの結果が高ストレスで希望する教職員に対しても、医師による面談を実施する。
- ⑥ 上限の目安時間の遵守を形式的に行う事が目的化し、実際よりも短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならない。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。教職員は、児童生徒の資質・能力を育む上で、限られた時間の中でその教育活動を優先するか見定め、それを踏まえた適切な業務量の設定と校務分掌の分担を行う必要がある。
- ⑦ 長時間勤務の傾向がある若手教師について、学校組織全体で支える。若手教師が得意とする分野の能力を積極的に生かす。若手教師が一人で仕事を抱えたり、悩んだりする場合は、管理職等がいち早く把握し、声かけ、ネットワーク等を生かした優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなどの取組を行う。
- ⑧ 特例業務に関する非常時において、校長は、全体の奉仕者である公務員の職務の公共性からやむを得ず業務を命じた場合は速やかに学校がすべき業務とそうでない業務を整理し、首長部局の職員の派遣を求めるなど、教師の在校等時間の縮減を出来る限り図る。

※ 1 教育効果÷費やす時間

長時間におよぶ研修や研究について、それに費やす教師の労力と、その研修研究で生み出される教育効果とのバランスについて検討する。

※ 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十六条（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

※ 3 「十津川村立学校に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則」により規定されている。

※ 4 一時的または突発的に、所定の勤務時間外に勤務をせざるを得ない場合のもの。

例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学校崩壊等の指導上の重大事案が発生し、児童生徒に深刻な影響が生じている、または生じるおそれのある場合など。その判断は教育委員会や校長が状況に応じて判断する。

※ 5 練習試合や公式戦等の引率に伴う業務も、勤務時間と考えられる。ただし、早朝からの試合のために、泊を伴う場合の就寝時間帯は勤務時間から除く。

※ 6

- ・校外実習や生徒の実習に関する業務
- ・修学旅行その他学校行事に関する業務
- ・職員会議に関する業務
- ・非常災害、子どもに関し緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要な業務

※ 7 校務といえない（勤務時間に入れない）内容の具体例

- ・教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高める資格試験の為の勉強時間など。
- ・朝早めに出勤して新聞を読んだり読書したり、学校内で実施される PTA 活動に校務としてではなく参加した時間、地域住民等の立場で学校で行われる地域活動への参加など。